

運用指針

第2条 - 口 現場特有の状況に対応するための創意工夫

現地発生材(強酸性の硬岩掘削土)の有効利用

# みなべ～南紀田辺間の現場の特徴

## 南高梅で有名な梅の産地

みなべ高架橋・芳養高架橋付近の梅林、梅農園箇所図



地元: 工事中や完成後の梅等への粉塵や草繁茂による害虫の影響についての対策を要望

協議

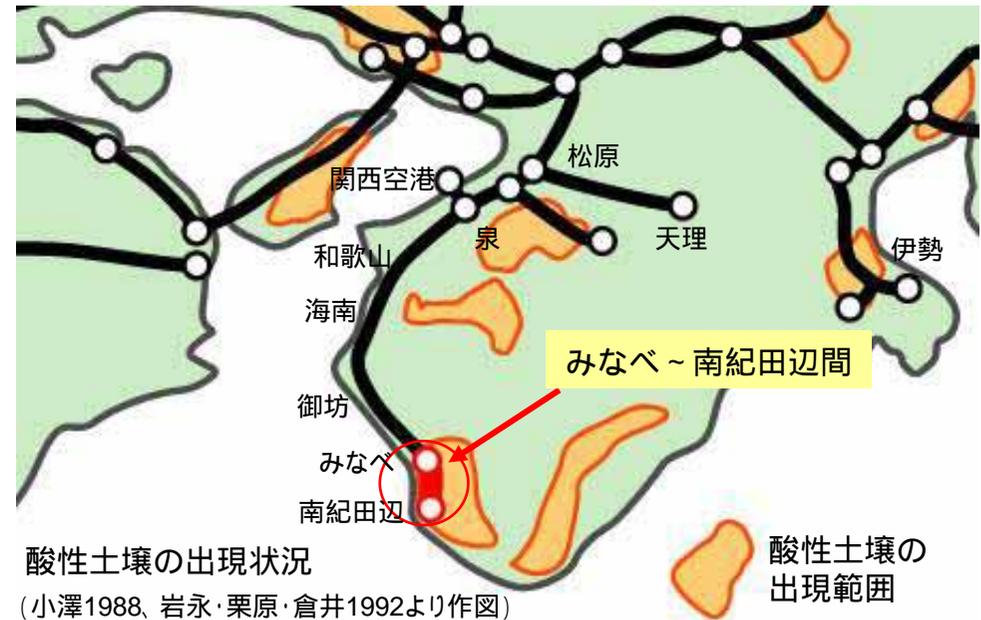
当初計画: 工事中の散水、梅林の防塵シート、高架下完成時の防草シート等を施工する計画

## みなべ～南紀田辺間の現場の特徴

全掘削土量約120万 $m^3$ のうち、  
約80万 $m^3$ を工区外へ捨土する区間

強酸性 (PH2.7～3.0) の  
硬岩掘削土が発生

- 特性・植物の生育に適さない
- ・風化しづらい



強酸性の硬岩掘削土を防塵、防草対策に使用することを検討

強酸性の硬岩掘削土を防塵、防草対策に使用することへの課題  
地元との協議が必要  
強酸性の硬岩掘削土の周辺環境への影響

## 現地発生材(強酸性の硬岩掘削土)の有効利用の課題

### 課題 地元との協議

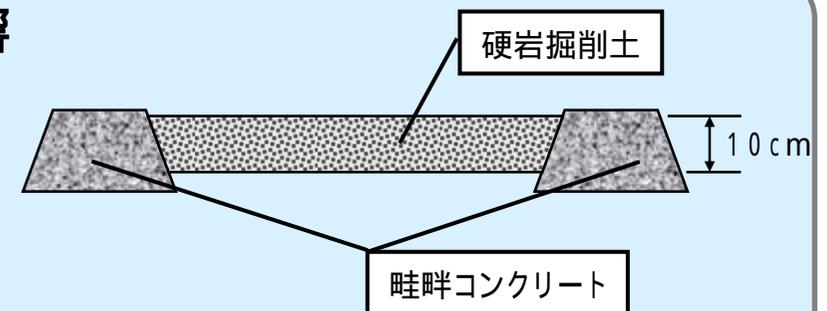
現地発生材は強酸性の硬岩掘削土を用いるため、植物の生育に適さず、風化しづらいことから、防草シートや防塵シートと同等の効果であることを地元の説明



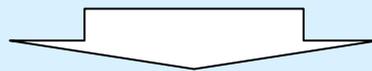
協議を重ね、地元の理解を得る

### 課題 強酸性の硬岩掘削土の周辺環境への影響

現地発生材の強酸性の硬岩掘削土を使用した箇所の周囲は、側道及び畦畔(けいはん)コンクリートを設置しているため、降雨等による酸性分の横溢(おういつ)はない。



みなべ～南紀田辺間沿線には、地下水を利用した井戸等(特に降雨の影響を受けやすい浅井戸)が無いいため、酸性分の浸透による影響はみられない。



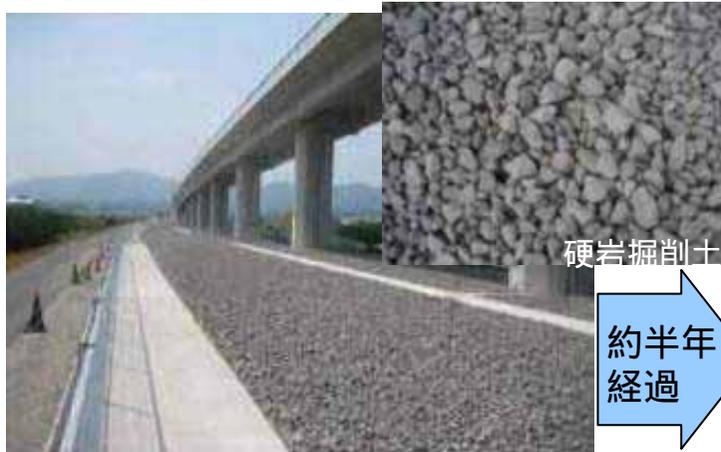
周辺環境への影響はない

# 現地発生材(強酸性の硬岩掘削土)の有効利用

## 梅林・梅農園に近接する高架下の防塵・防草対策



みなべ高架橋



硬岩掘削土

約半年  
経過

敷均状況



現場状況

橋名	使用面積(m <sup>2</sup> )	敷均し厚(cm)	使用土量(m <sup>3</sup> )	備考
芳養高架橋	6,521	10	652	芳養高架橋(P12~P18) = 2,012m <sup>2</sup> 芳養高架橋(P2~P12) = 4,279m <sup>2</sup> 芳養高架橋(市道~A2) = 230m <sup>2</sup>
みなべ高架橋	8,034	10	803	みなべ高架橋(P2~P15) = 4,551m <sup>2</sup> みなべ高架橋(P16~P21) = 2,630m <sup>2</sup> みなべ高架橋(A1~P2) = 853m <sup>2</sup>
計	14,555		1,455	

### 現地発生材(硬岩掘削土)の有効利用による防塵、防草対策の施工費の縮減

上記のコスト縮減以外のメリット

捨土運搬車両の工事区間外の走行が減少

周辺住民の住環境へ配慮

将来の草苳等が不要

維持管理費の低減

## 経営努力要件適合性の認定について

現地発生土(強酸性の硬岩掘削土)を梅林・梅農園に近接する高架下の防塵・防草対策として有効利用することは、**現場特有の状況に対応するための創意工夫**である。

運用指針第2条第1項第1号ロに該当

現地発生材による  
防塵、防草対策費用の縮減



会社の経営努力による  
ものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限る。)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

**ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫**